

我が国国民の北方領土への訪問について

平成 10 年 4 月 17 日
閣 議 了 解
平成 12 年 12 月 26 日一部改正
(平成 13 年 1 月 6 日施行)

我が国国民の北方領土への入域については、政府は、「我が国国民の北方領土入域問題について」（平成元年 9 月 19 日閣議了解）により、北方領土問題の解決までの間、これを行わないよう、国民に対し要請してきたところである。

政府は、平成 3 年 10 月 14 日付け日ソ両国外相間の往復書簡により、領土問題の解決を含む日ソ間の平和条約締結問題が解決されるまでの間、相互理解の増進を図り、もってそのような問題の解決に寄与することを目的として、かつ、いずれの一方の側の法的立場をも害するものとみなしてはならないとの共通の理解の下に、我が国国民の北方領土への訪問を、旅券・査証なしで行うこと等を内容とする枠組みを設定した。この関連で、政府としては、このような趣旨を踏まえれば、当分の間、この枠組みの下での北方領土への訪問は、北方領土に居住していた者（これに準ずる者を含む。）、北方領土返還要求運動関係者及び報道関係者で、内閣総理大臣及び外務大臣が適当と認めるものが内閣総理大臣及び外務大臣が定める手続に従い、団体で実施されることが必要であると考え、平成 3 年 10 月 29 日付け「我が国国民の北方領土への訪問について」の閣議了解を行った。

その後、平成 5 年 10 月 13 日付けの日露関係に関する東京宣言第 2 項において、両国政府は、北方領土問題を歴史的・法的事実に基づき、両国間で合意の上作成された諸文書及び法と正義の原則を基礎として解決することにより平和条約を早期に締結するよう交渉を継続し、もって両国間の関係を完全に正常化すべきことに合意し、また、上記の往復書簡により設定された枠組みの下で行われてきている歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島の北方四島に現に居住している住民と日本国の住民との間の相互訪問を一層円滑化することをはじめ、相互理解の増進へ向けた一連の措置を採ることに同意した。さらに、我が国国民の北方領土への訪問を旅券・査証なしで行うこと等を内容とする前記の枠組みは、平成 4 年に開始されて以来過去の 6 年間順調に発展し、北方領土問題解決のための環境整備の一環として相互理解の増進を図る上で相当の役割を果たしてきた。

以上を踏まえ、政府としては、この枠組みによる訪問を更に拡充することとした。このため、当分の間、この枠組みによる北方領土への訪問は、前記の者に加え、この訪問の目的に資する活動を行う専門家で、内閣総理大臣及び外務

大臣が適当と認めるものにより、内閣総理大臣及び外務大臣が定める手続に従い、団体で実施されることとする。

北方領土への入域は、今後とも、本件枠組みの下での訪問及び昭和 61 年 7 月 2 日付け日ソ双方の口上書に基づく墓参のための訪問のみとし、これら以外の北方領土への入域については、引き続き前記平成元年 9 月 19 日付け閣議了解に従って対処するよう国民各位の理解と協力を要請する。

(注) 平成 12 年 (2000 年) 12 月 26 日の一部改正は、中央省庁改革に伴い「総務庁長官」を「内閣総理大臣」に改めた。